

主要国におけるファンドを介したクロスボーダー取引に係る租税条約の適用に関する調査

令和5年3月31日



目次

I 調査の目的	3
II 調査結果	4
1. 米国	4
2. 英国	7
3. ドイツ	11
III 参考資料	17
1. OECD コメントリーにおける整理	17
2. 米英租税条約(一部抜粋)	19
3. 米独租税条約(一部抜粋)	19
4. 英独租税条約(一部抜粋)	20

本書は金融庁委託事業「主要国におけるファンドを介したクロスボーダー取引に係る租税条約の適用に関する調査」に係るレポートであり、2023年3月31日現在における知見に基づいて作成されたものであることにご留意願いたい。

I 調査の目的

本調査の目的は、主要国におけるファンドを介したクロスボーダー取引に係る租税条約の適用に関する状況を把握し、税制改正要望に向けた業務に役立てることにあります。

II 調査結果

1. 米国 税率

利子・配当については、原則として 30%が源泉徴収の対象。

条約適用上の留意点

- ① 米国外(ドイツや英国に所在)のミューチュアル・ファンドが株式や債券/ローンに投資し、米国法人から配当や利息を受け取る場合、米国税務当局がとるアプローチ/手続きはどのようなものか?

米国外のミューチュアルファンドが租税条約の適用上「居住者」かつ「受益者」と考えられるのか、各条約において特典条項を満たしていると考えられるかの判断により、条約適用はプロセスが定められる。

- (i) 居住者—課税を受けるべき者といえるか

一般的な取扱い

租税条約の適用上、一方の締約国の居住者とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、市民権、本店または主たる事務所の所在地、法人の設立場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきもの (liable to tax) とされる者とされている。

集団投資ビークルの取扱い

多くの租税条約には、集団投資ビークルに関する特別な規定が含まれている。各国において、事業体レベルでの免税を実現するために様々な仕組みが設けられている。米国において、RIC (Regulated Investment Company)、REIT (Real Estate Investment Trust)、および REMIC (Real Estate Mortgage Investment Conduit) は、名目上、投資所得および譲渡益に対して課税されるものの、一定の要件を満たす場合、株主に対する分配額を課税所得から控除することができるため、事業体レベルで実質的に課税されない。合同信託基金 (common trust fund) は、パートナーシップと同様に透明体として扱われ、事業体レベルでの課税はされないが、免税の根拠が RIC 等とは異なる。免税の根拠は、集団投資ビークルが租税条約上の居住者であるかどうかの決定において重要である。一般的に、米国当局は、租税条約上、RIC、REIT、および REMIC を米国の居住者とみなしている。Revenue Ruling 2000-59 (以下、「Rev. Rul. 2000-59」という) において、米国内国歳入庁 (以下、「IRS」) は、RIC に適用される税制に類似する税制の対象となる外国投資ビークルについても租税条約上の居住者として扱われることが示されている。さらに Rev. Rul. 2000-59 では、分配金控除以外の方法で免税となる一定の投資ビークルについても、租税条約上の居住者として扱われることが示されている。

Rev. Rul. 2000-59 の Situation 1 では、外国において事業体レベルで所得に対して課税されるが、

株主への分配を課税所得から差し引くことができる投資ビークルについての扱いについて言及されている¹。Situation 1 の例示の投資ビークルでは、RIC と同様に、課税所得の計算上、株主への分配額の控除が可能で、株主への分配金につき、原則として収入の源泉に関わらず配当として扱われるが、純キャピタル・ゲインおよび一定の非課税利子を源泉とする場合、株主に分配される際にその性質を保持するものとする。Rev. Rul. 2000-59 ではこのような投資ビークルが事業体レベルで実質的に課税されていないという事実が租税条約上の「居住者」であることを妨げるものではないとしている。

Situation 2 では、外国の税制において投資会社への課税を免除している場合について言及している²。Situation 2 の例示の投資ビークルの設立国において、法人は通常すべての所得に対して事業体レベルで課税されるが、投資会社については、課税を免除する規定が設けられているものとする。このような課税が免除される投資ビークルについて、その分配金の性質と源泉が基礎となる投資ビークルでの所得の性質と源泉に関係なく配当として扱われる。Rev. Rul. 2000-59 では、このような投資ビークルについても租税条約上の「居住者」であることを妨げるものではないとしている。

IRS は、上記のいずれの場合も、事業体レベルで課税が受けるべきものとして租税条約適用上も「居住者」に該当するものと判断している³。

(ii) 特典制限規定(LOB)

ファンドが条約国の居住者であることと判断された場合でも、租税条約上の恩典を享受するためには特典制限規定を満たす必要がある。

一般的には、ファンドが所有権基準(ownership test)および所得侵食基準(base erosion test)のいずれも満たす場合、租税条約の恩典を享受することができる。

➤ 所有権基準(ownership test)

課税年度の半分以上の期間に、株式および持分等の 50%以上を当該一方の締約国の居住地国の適格者⁴に直接または間接に所有されていること。

これは租税条約の恩典を享受することが不適格である第三国の居住者による適用を制限するための基準であるため、当該基準の判定の対象となる者の居住地国の居住者に限定されず、いずれかの締約国の居住者であれば足りる。

¹ <https://www.irs.gov/pub/irs-drop/rr-00-59.pdf>

² <https://www.irs.gov/pub/irs-drop/rr-00-59.pdf>

³ ただし、次の場合には、租税条約上の「居住者」には該当しない。(1) 条約相手国が公告により、その国の居住者でない旨を公表している場合、(2) 当局の合意または別個の特定の規定により、その国の居住者でないことが規定されている場合、または(3) 条約相手国が同様の US Person を米国の居住者として扱わず、IRS が公告により、それらのエンティティに対する租税条約上の恩恵を認めないことを示している場合。

一方、当局の合意または別個の特定の規定により、その国の居住者であると規定されている場合には、租税条約上の「居住者」として扱われる可能性がある。

⁴ 一定の要件を満たす①個人②国、地方政府、地方公共団体、中央銀行③適格公開会社④非課税公益団体⑤年金基金をいう。

ファンドの場合は、投資家の属性を把握できないことが多く、その場合、この所有権基準を満たすことは困難である。

➤ 所得侵食基準(base erosion test)

総所得のうち、課税所得の計算上控除可能な方法で直接または間接に第三国の居住者に対して行われた支出の割合が 50%未満であること。

ここでいう「第三国の居住者に対して行われた支出」とは、事業の通常の遂行にあたって支払われる役務または物品の対価で独立企業間価格によるものは含まれない。

上記 2 つの基準を満たさない場合には、能動的事業活動基準 (active trade or business test) を満たすことで租税条約の恩典を享受することができる。能動的事業活動基準は、営業または事業の活動に従事している一方の締約国の居住者が、これらの活動等に関連または付随して他方の締約国で所得を得る場合に適用される。ただし、これらの活動が「自己の勘定のために投資を行いまたは管理する活動」である場合には、適用されない。そのため、ファンドがこの基準を満たす可能性は低い。

② 海外のミューチュアル・ファンドの形態に基づく米国の条約の適用に関する差異

ファンドの法形態にかかわらず、上記①のプロセスに基づき判定される。

③ Transparent Entity (パートナーシップ等) の実務上の扱い

原則として受益者である各組合員の Form W-8BEN-E (個人の場合、Form W-8BEN) をパートナーシップの Form W-8IMY および Withholding Statement に添付の上、源泉徴収義務者に対して条約適用申請を行う。

パートナーシップが IRS と Withholding Foreign Partnership Agreement を締結する場合、パートナーシップが Withholding Foreign Partnership として各組合員の本人確認を行った上で Form W-8IMY および Withholding Statement を源泉徴収義務者に提出することにより日米租税条約の適用申請を行うことが認められている。その場合、各組合員の Form W-8BEN-E を源泉徴収義務者に提出する義務が免除される。

2. 英国

① 英国外(ドイツや米国に所在)のミューチュアル・ファンドが株式や債券/ローンに投資し、英国法人から配当や利息を受け取る場合、英国税務当局がとるアプローチ/手続きはどのようなものか?

(i) 配当

英国では、配当に対して源泉徴収税(WHT)が課されない。したがって、英国外に所在するミューチュアル・ファンドが英国企業の発行する株式に投資し、その配当を受領する場合には、英国で課税されることはない。

ただし、例外的に、特定の不動産ファンド、すなわち、不動産投資信託(REIT)または不動産公認投資ファンド(PAIF)により支払われる配当については、その一部が不動産収益分配金(PID)として扱われ、賃貸料収入とみなされるため、一定の投資家に対しては20%の源泉徴収税が課される。

(ii) 利子

英国企業が支払う利子に関しては、原則として、英国国内法により、投資家の居住地にかかわらず、20%の源泉徴収税が課せられる。ただし、下記について例外規定がある。

- ・ ユーロ建て債券の利子
- ・ ギルト債など英国の一定の公債に係る利子
- ・ 英国企業が発行する適格私募債の利子
- ・ 英国適格資産保有会社が支払う適格利子

いずれの例外規定にも該当しない場合、税務当局(HMRC)が総額で支払うことを認めるか、または、租税条約の適用により軽減税率の適用が認められていない限り、源泉徴収されることになる。そして、源泉徴収に関する減免措置の適用を受けるためには、一般に下記のクリアランスが必要となる。

② 海外のミューチュアル・ファンドの形態に基づく英国の条約の適用に関する差異

英国との間の租税条約に基づいて利子所得に対する軽減税率適用の恩典を受けるためには、適格な受益者であることを示す必要がある。

HMRC ガイダンスによると、受益権とは、その所得についての「唯一かつ無制限に使用、享受または処分する権利」と定義されている。受領者が法的、商業的または実務上の条件により所得を他者に移転する義務を負う場合、その受領者は、所得の受益者として取り扱われない。

法的所有権と受益権の概念が区別されていないために、租税条約の恩典を享受するための条件としての受益権が定められていない国もある。このような場合、通常、相手国において所得が課税の対象となることを条件とすることが合意され、当該所得に対して課税される者が、条約の適用上、受益者として取り扱われることになる。

「課税の対象となること」とは、一般に、本人が居住地国の所得に対して実際に納税を行うことを意味する。相手国で法令上免税としていることにより所得が課税されない場合、その者は「課税の対象となること」には該当しないこととなる。例えば、次の場合、「課税の対象となること」には該当せず、条約の恩典は受けられないことになる。

- ・ 慈善団体
- ・ 適格年金制度(年金基金)

一般的に、利子の受領者が不透明な事業体である場合、当該受領者は、所得の受益者として取り扱われる可能性が高く、租税条約の恩典を享受することができるものと考えられる。反対に、パススルー扱いされる事業体は、所得が他者に移転される可能性が高いという意味で、所得の受益者として取り扱われない可能性がある。

HMRC は、英国税務上、不透明体かパススルー事業体かを検討した外国事業体のリストを公表している⁵。

しかしながら、不透明体かパススルー事業体かを判定するためには、その事業体の個々の性質を具体的に検討する必要がある。例えば、デラウェア・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー(LLC)は、一般的に、HMRC の観点から「不透明事業体」とみなされているものの、2015 年の特定の裁判所の判決に従って、パススルー事業体として取り扱った事例がある。

また、HMRC は、新たな事業体が出現した場合に、それを不透明体かパススルー事業体かを判定する際に考慮すべき要素に関するガイドラインを公表している⁶。

- ③ **HMRC が、海外ミューチュアル・ファンドを透明な事業体/パススルー事業体として取扱う場合で、投資家が多数いるとき、それぞれの投資家の居住者証明を必要とするか。必要とするのであれば、英国の税務当局がその適格性をどの時点で判断するか。**

パススルー事業体は、一般的に租税条約による恩典を享受する権利を与えられない。それに代わり、所得に対して投資家が課税される場合には、(ファンドレベルではなく)各投資家が条約上の恩典を享受するための申請をすることになる。しかしながら、HMRC は、財務上透明性のある事業体が租税条約の適用を請求することができる場合のガイドラインを公表している。例えば、パートナーシップは、そのパートナーに代わって租税条約適用のための申請をすることができる場合がある。

具体的には、前述した英国の利子に関しては、HMRC は 2010 年 9 月に海外のローンの貸付人に

⁵ <https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/international-manual/intm180030>

⁶ <https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/international-manual/intm180010>

対して、特別な制度「二重課税条約パスポート(DTTP)」を導入した。この制度の目的は、英国企業であるローンの借入人が支払う利子に対して、HMRC が租税条約を締結している国の居住者として認識する海外の貸付人に対して、より迅速に租税条約の恩典を享受することができるようにすることにある。パートナーシップのような透明な事業体は、所得の最終的な受益者のすべてが同一の条約の下で同一の恩典を受ける権利を有する場合、貸付人としてこの制度に参加することができる。申請手続の一環として、受益者は、居住者証明書を提出する必要がある。

上述のとおり、通常、租税条約の適用により英国の租税の減免を受けるための条件の一つとして、所得の受益者が他方の締約国に居住していることが求められる。これを想定して、英国のすべての租税条約適用申請書には、申請者の居住地国の税務当局による認証が求められている。その認証の記載は、適用する租税条約の条件によるが、申請者が相手国の税務当局によって、その国の税務上、その国の居住者として取り扱われることを証明する必要がある。

この居住要件がある期間にわたって満たされているかどうかについての具体的な基準はないものの、HMRC は、パートナーシップなどの透明事業体に対する租税条約適用に関しては、下記のガイダンスを提供している。

このガイダンスは、受益者が時間の経過とともに変化するというリスク、または、各パートナーに帰属する所得の割合に変動があり、それが英国の租税の減免に係る全体の金額に影響を与えるリスクがかなり高いためである。

申請者の誠実さに疑問を投げかけるまでもなく、このような観点でのモニタリングは、非常に多くの投資家がいる場合、あるいは、把握が不可能なほどの階層が存在する場合-パートナー自体がさらに透明事業体であるパートナーで構成されるパートナーシップである場合-に、特に深刻な問題であると考えている。

これらの理由から、HMRC では、パートナーシップレベルでの減免措置の申請を受け入れる用意はあるものの、とりわけ下記の場合に、減免措置を認める可能性が高いことを理解いただきたい。:

- ・ パートナーシップのメンバーについて十分な保証を得られること*
- ・ パートナー数と形態について、そもそも懸念を引き起こすようなものではないこと-例えば、少人数かつ固定数の参加者であるなど*

一定の場合には、実務上の配慮から、パートナーを代表してパートナーシップから単一の租税条約の適用申請を受け入れることがある旨を HMRC はガイダンスで示している。この申請に際してジェネラルパートナーやマネージングパートナーは、条約適用申請書に宣誓(declaration)を行い、通常申請書に記載すべき情報に加えて各パートナーの名前や住所、また、各パートナーの関連所得についての保有割合等の情報を提供することが必要とされる。パートナー全員がパートナーシップ組成国に居住する場合、これらの情報が厳格に要求されないが、パートナーの中に当該組成国以外を所在

地国とする者がいる場合には、当該者は当該所在地国からの条約適用申請を別途行う必要がある。

7

④ ミューチュアル・ファンドの租税条約の適用に関するこれまでの議論等

集団投資ビークルに関し、HMRC は、以下のものに区別している。

- ・ 一般的に、租税条約の適用上、会社と同様に扱われる法人として構成されるもの
- ・ 「ファンドまたは信託」として組織されたもの。

ここで重要なことは、ファンドが受領する所得について誰が受益者であるかということである。すなわち、集団投資ビークルが、所得に係る受益者ではない、または課税の対象とならないために条約の恩典を申請できない場合(例えば、透明な事業体である場合)、そのビークルの所有者自身が、集団投資ビークルが稼得する所得に対する分配割合に基づいて、申請する権利を有することになる。

条約の規定に従って、法人格のない集団投資ビークルの管理者または受託者によって行われた申請が認められる場合がある。

- ・ アイルランドのユニット・トラスト
- ・ 日本の投資ファンド
- ・ スイスの投資ファンド
- ・ 米国のミューチュアル・ファンド

⑤ 上記議論等のその後の影響

上記に記載した措置が講じられて以降、利子所得に対する英国の源泉徴収税の条約に基づく軽減税率の適用を求める海外ファンドに関しての特段の進展はない。

また、HMRC は、一般的に、条約適用に関するガイドラインについては実務的な運用を行っていることに留意する必要がある。例えば、前述のパートナーシップの例では、HMRC はパートナーシップとして組成された多階層のファンドをどのように扱うかについて、次のようにコメントしている。

特定されたパートナーのいずれかが税務上透明事業体である場合(例えば、リミテッド・パートナーシップやリミテッド・ライアビリティ・カンパニー、信託、いくつかのタイプの投資ファンドなど)、これらの第2層および第3層のパートナーについて同様の情報を提供していただく必要がある。これは、条約を適用しようとするすべてのパートナーが、パートナーシップを通じてではなく直接金銭を受領するものとした場合に条約の恩典を享受することが可能な「者」であるということについて、合理的な水準で保証することを目的とするものである。

⁷ <https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/international-manual/intm335510>

⑥ 海外のミューチュアル・ファンド(またはミューチュアル・ファンドの投資家)との条約申請に関する現在の議論の状況

OECD の「BEPS Action 6」では、2018 年 10 月 1 日に英国で発効した BEPS 防止措置実施条約 (MLI) の英国での実施に続き、最近の英国の租税条約では、主要目的テスト(以下「PPT」)の実施を通じて、租税条約の濫用に対する最低限の防止措置を確保している。これはミューチュアル・ファンドを特別に対象とするものではないが、従来、それぞれの租税条約で実施されていた条約上の恩典を利用しようとするミューチュアル・ファンドにとっては影響がある。なお、英米租税条約では、PPT というよりはむしろ、特典条項(LOB)が引き続き適用されることが重要である。

MLI は、2018 年 10 月 1 日に英国で発効し、以下の日付より英国の租税条約に対して効力を有するものとされた。

- ・ 源泉徴収される租税に関しては 2019 年 1 月 1 日
- ・ 法人税等に関しては 2019 年 4 月 1 日
- ・ 所得税およびキャピタル・ゲイン税に関しては 2019 年 4 月 6 日

個別の英国との租税条約が MLI によって修正される日は、条約相手国の批准、受入れまたは承認する日に応じて決定される。

英国はまた、以下の MLI 第 3 条を適用することを選択している。

いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによってまたはこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。

したがって、英国との間で租税条約を締結しており、MLI 第 3 条の適用を選択した地域のミューチュアル・ファンドについては、ミューチュアル・ファンドが英国または外国において全面的または財務上透明事業体として取り扱われる場合、源泉徴収の際には投資家について条約上の軽減税率が適用される可能性がある。

3. ドイツ

① ドイツ国外(英国や米国など)に所在するミューチュアル・ファンドが株式や債券/ローンに投資し、ドイツ法人から配当や利息を受け取る場合、ドイツの税務当局がどのようなアプローチ/手続きをとっているか。

i) 配当

原則的な源泉税率は、25%（連帯付加税を加えた場合 26.375%）

国内法の下での 15%までの軽減

ドイツ投資所得税法(German Investment Tax Act)で定義されるミューチュアル・ファンドに該当する場合、特にドイツ税法に従ったステータス証明書を提供することにより、ドイツ連邦中央税務局(「Bundeszentralamt für Steuern」-「BZSt」)に対し 15%相当を超える額(すなわち、11.375%分相当)の源泉税の還付を申請することが可能である。

これは基本的に、国外ビークルに対して、(i)法人ビークル(corporate vehicle)であり、(ii)ドイツの規制投資ファンド(特に、あらかじめ定められた投資戦略に基づき、多数の投資家による集合的な資金の投資)と同等であることを求めている。

しかし、国外ビークルがパートナーシップとして組成されている場合には、国内法による軽減はなく、ルック・スルーアプローチと、各投資家の属性/法的形態によって決定される。

租税条約の下での更なる軽減

租税条約で規定される税率への軽減は、ミューチュアル・ファンド自身またはその投資家が条約の恩恵に適格である必要がある。

さらに、租税条約濫用防止規定であるドイツ所得税法の sec. 50d para. 3 (厳格な実体要件を含む)を遵守する必要がある。この条項は、2021年6月9日に施行された源泉徴収の軽減及び源泉徴収の認定の近代化に関する法律(「Abzugsteuerentlastungsmodernisierungsgesetz」)により導入された。法律の explanatory memorandum によると、適用可能な租税条約が濫用防止ルールを規定している場合でも、ドイツ所得税法の sec. 50d para. 3 も同時に適用される。

実務上、国外のミューチュアル・ファンド(パートナーシップとして組成されているものを除く)は、租税条約と同様の結果が得られている(すなわち、国内法の下で源泉税が 15%まで軽減されている)ため、通常は租税条約に依拠する事はない。この優遇制度は、2018年1月1日に新たに導入されている。

ii) 利子

非居住者に対する単純な利子の支払は、一般的に、ハイブリッド型や利益参加型であるものを除き、一般的に源泉税は課されない。源泉税の支払義務が生じる場合(例えばメザニン金利の場合)、源泉税率は 25%（連帯付加税を加えた場合は 26.375%）になる。ドイツ投資所得税法(German Investment Tax Act)で定義されるミューチュアル・ファンドに該当する場合、特にドイツ税法に従ったステータス証明書を提供することにより、ドイツ連邦中央税務局(「Bundeszentralamt für Steuern」-「BZSt」)に対して 15%を超える(すなわち、11.375%分)の源泉税の還付を申請することが可能である。

これは基本的に、国外ビークルに対して、(i)法人ビークル(corporate vehicle) (トラストタイプを含む)であり、(ii)ドイツの規制投資ファンドと同等であることを求めている。しかし、国外ビークルがパートナーシップとして組成されている場合には、国内法による軽減はなく、ルック・スルーアプローチと、各投資家の属性/法的形態によって決定される。租税条約で規定される率への軽減はミューチュアル・ファンド自身またはその投資家が条約の恩恵に適格である場合に行われる。ここでも、ドイツ所得税法の sec. 50d para. 3 が適用される。

もし貸付金がドイツ国内の財産により担保されているなら、源泉税が課されない事になるが、ドイツで非居住者としての課税が生じることになり、申告書の提出義務が生じることになる。法人事業体である場合(法人であるミューチュアル・ファンド/法人投資家(ミューチュアル・ファンドが導管であり、投資家が法人である場合)を含む)、その税率は 15%(連帯付加税を加えた場合は 15.825%)となる。投資家が個人である場合、ドイツの所得税は、その所得に応じ、最高税率 45%の累進課税により課税される。所得税に加えて、納付すべき所得税の 5.5%が連帯付加税として課される。租税条約が適用される場合には、こうしたドイツによる課税が認められない可能性がある。

② 海外のミューチュアル・ファンドの形態に基づくドイツの条約の適用に関する差異

上述のように、国外投資ファンドは、国内法の下で既に 15%の優遇的な源泉税率の恩恵を受けており、実務的には租税条約には依拠していない。

源泉税率の軽減は国外ビークルが、(i)法人ビークル(トラストタイプを含む)として組成されていること、または(ii)ドイツの規制投資ファンド(特に、あらかじめ定められた投資戦略に基づき、多数の投資家による集合的な資金の投資)と同等であることを条件としている。

しかし、国外ビークルがパートナーシップとして組成されている場合には、国内法による軽減はなく、ルック・スルーアプローチと、各投資家の属性/法的形態が関連する。厳密に言えば、法人ビークル形態の外国投資ファンドが租税条約上適格とされるかどうかについても、非常に議論のあるところである。

ドイツの租税条約のほとんどは、OECD モデル租税条約(以下、「OECD MTT」)第 1 条 1 項と同じ表現をしている。OECD MTT の第 1 条 1 項によれば、全ての居住者は租税条約による保護に適格とされている。一時的に、租税条約にパートナーシップに関する特別条項を盛り込むドイツの租税条約上の政策があった。一般的に、これはパートナーシップに租税条約上の適格性を擬制的に付与することにより、ドイツと外国のパートナーシップに平等を期することを意図したものである。これらの特別な規則は、一般的に、第 3 条(「者」)の用語の定義のところで見ることが可能である。

さらに、OECD MTT の第 1 条は、BEPS プロジェクトに関する作業の結果、第 2 項および第 3 項に

まで拡張された。第 2 項に含まれる規定の文言は、米国モデル条約の第 1 条第 6 項に非常に類似している。これは、パートナーシップ報告書で既に議論となっているハイブリッド型および課税上導管とされるパートナーシップに対する条約上の適格性を標準化し、すべての法的主体および構造体が対象となるように一般化している(すなわち、ミューチュアル・ファンドもその課税上のステータスに拠る)。

すなわち、ドイツは、パートナーシップやその他の導管体に関するこれらの特別規定を採用しないこととしており、ドイツでの租税条約交渉の基本的姿勢として、このような特別規定を含まないこととしている。このため、当面、特別規定を置く事は求められないと想定される。

さらに近年の租税条約においてパートナーシップのための居住地の推定が含まれなくなっており(OECD MTT 第 4 項)、したがって、パートナーシップは、ドイツの観点から条約上で適格にはならないとされている。このため、パートナーシップ(「ハイブリッド事業体」)が外国で租税条約の適格性が付与されているかによって異なることとなる。ドイツは、一般的に、源泉税の軽減を受け入れているが、そのような場合に OECD MTT 第 1 条第 2 項が遂行されないため、パートナーシップ自身は条約上で適格とはならない。しかし、これはケース・バイ・ケースでの詳細な分析を行う必要がある。

一方でドイツの観点から、(海外の)ミューチュアル・ファンドは、租税条約上の「者」としての要件を満たす可能性がある。しかし、居住性については、設立国である海外で導管のステータスであったり、免税のステータスであったりするために、たとえ会社型ファンドの場合であっても、ドイツの観点からは条約適格といえない場合がある。

前述のように、ドイツは租税条約の中で OECD MTT 第 1 条第 2 項および第 3 項を採用していないため、(ミューチュアル・ファンドのような)導管/ハイブリッド型の事業体は居住者として見なされず、ミューチュアル・ファンドは、その実際の法的形態にかかわらずほとんどの場合、それぞれの条約に特別に明記されていない限り、条約の利益を(導管であるパートナーシップのように)享受することができない。

③ ドイツ法による分類が難しい海外のミューチュアル・ファンドに対するアプローチ

国内法

ファンドは、15%の源泉税の適用を受けるための外国投資ファンドとしてのステータスを取得するために、BZSt に対して各々ステータス証明書を申請し、取得する必要がある。BZSt は、提供された情報/書類に基づいて評価を行う。

条約における状況

例えば、分析に必要な各セクションの欠如、全ての文書が入手可能でない場合、言語障壁等のためにより、各法的文書の分析により結論付けられない場合には、利用可能な情報に基づいて、法的

形態、ひいてはそれぞれの税務上の取扱いについてドイツの税務当局から合意を得る事は可能である(いわゆる“tatsächliche Verständigung”)。しかし、これは、事実関係が適切に識別できない場合にのみ可能である。

- ④ **ドイツ税務当局が、海外ミューチュアル・ファンドを透明性/パススルーとして扱う場合で、投資家が多数いるとき、それぞれの投資家の居住者証明を必要とするか。必要とするのであれば、ドイツの税務当局がその適格性をどの時点で判断するか。**

海外のミューチュアル・ファンドがドイツの税務上、導管であるとみなされる場合、国内法/租税条約上の源泉税の軽減は、受領する各配当/利息について、個々の投資家のレベルで検討する必要がある。ドイツ国内税法および租税条約上の観点からの源泉税の軽減は、個人、法人、投資ファンドまたはパートナーシップといった各投資家の法的形態に依拠する。ドイツの税務上、投資家が導管性を有する事業体とみなされる場合には、各パートナーレベルで検討を行う必要がある。

上記の点に留意すると、このような場合、重要な法律の観点からだけでなく、関連する法令遵守の観点からも検討する事になり、当局が各個別事例を処理するのに時間を要することから(3~6ヶ月が見込まれる)、プロセスは非常に緻密で複雑なものとなる。したがって、そのような試みは、分配金額が経済的な観点から行うに値する場合にのみ行われるものと理解している。

- ⑤ **ミューチュアル・ファンドの租税条約の適用に関するこれまでの議論等**

投資ファンドのドイツの税制上の取扱いは、2018年1月1時点で大幅に変更がされ、税務上で導管とする取扱いから、税務上導管でないとする取扱いへの全般的な体系的変更が行われている。

OECDモデル租税条約上もドイツ税法上も、条約の適用はドイツの投資ファンドについて適用が可能と考えられている(ドイツ投資ファンド(契約型)もドイツ課税当局から居住者証明を得ることが可能)。

これは、所在地/管理地といった概念を用いずに、ドイツに居住地があるとみなされるにすぎず(他の法人のような法令上の設立地や管理支配地といった典型的なドイツ Nexus を有さず)、そしてそのほとんどの種類の所得に対して一般的に免税とされた。このため、ドイツの一部の専門家の間で、国内投資ファンドに対する租税条約の適用が疑問視されている。

契約型ファンド(Sondervermögen)は、単に契約関係であるが、この資産集合体はドイツの法人所得税法の対象になる法人ステータスがあるものとされる。しかし、契約型ファンドは、所在地/管理地といった概念を用いずに、ドイツに居住地があるとみなされるにすぎない(他の法人のような法令上の設立地や管理支配地といった典型的なドイツ Nexus を有していない)。そしてそのほとんどの種類

の所得に対して一般的に免税とされたため、ドイツの税務専門家の間において、法人とみなされるステータスがドイツの税務居住者としての資格を得るのに十分であるかどうかについて議論がされている。このため、ドイツの立法担当者は、必要な場合、ドイツの投資ファンドがドイツの観点から租税条約の恩典を受けられるよう、これをドイツの租税条約に明示的に含めている。

⑥ 上記議論等のその後の影響

現在、ドイツは、各二国間の租税条約において、より多くの締結国(最近ではアイルランドとオランダ)と、MLIによって定められたルールを実施している。

OECD MTT 第 1 条第 2 項に相当する規定は、MLI 第 3 条第 1 項に含まれる。しかしながら、ドイツは、MLI 第 3 条の規定を選択しないため (MLI 第 3 条第 5 項の解説を参照)、これを採用しない。その結果、MLI の第 3 条全体が、今後のドイツの租税条約の適用に影響を与えることや修正されることはない。

⑦ 海外のミューチュアル・ファンド(またはミューチュアル・ファンドの投資家)との条約申請に関する現在の議論の状況

2024 年 1 月 1 日時点で、ドイツの民事パートナーシップ法を中心に再形成する、ドイツのパートナーシップに関する新しい民法の規定が施行される。この改正がドイツの税法に重大な影響を与えるかどうか、とりわけドイツの国際税務とドイツとパートナーシップへの潜在的な条約の適用可能性に関して、現時点では不透明である。

III 参考資料

1. OECD コメンタリーにおける整理

OECD コメンタリーは、「広範に保有され、多様な有価証券ポートフォリオを有し、設立国における投資家保護規則の対象となるファンド」を collective investment vehicles (CIVs)⁸として、これについて租税条約の適用可能性について一定の解釈を示している。以下では、OECD コメンタリーで示されている「者」、「居住者」および「受益者」に該当するか否かの判断基準を整理する。

① 「者」(Person)の該当性

「者」には、個人、法人、その他の団体が含まれ、この法人とは、租税法上、法人格を有するものとして取り扱うものをいうこととされている。OECD コメンタリーでは、CIV がこの「者」として扱われるか否かは、まずは法律上の形態で判断すべきとしており⁹、一般に、法人として組織された CIV は「者」として取り扱われるものと考えられる。そして、法人以外にも、CIV の設定国によって信託、契約形態等さまざまな法形式のビークルが存在し、さらに、租税法上の取扱いとして、信託、または、信託の受託者を課税主体とする国もあることに鑑みると、「者」の定義は、広い意味で解釈すべきであるとしている。

② 「居住者」該当性

「居住者」とは、居住地国において課税を受けるべきもの (liable to tax) とされている者をいう。OECD コメンタリーでは、CIV が「居住者」として扱われるか否かは、その設立地国における課税上の取扱いにより判断すべきとしている¹⁰。つまり、CIV が課税主体となる場合には「居住者」として取り扱われるものと考えられるが、

⁸ OECD コメンタリー ARTICLE 1, 22

For purposes of the Report and for this discussion, the term “CIV” is limited to funds that are widely-held, hold a diversified portfolio of securities and are subject to investor-protection regulation in the country in which they are established.

⁹ OECD コメンタリー ARTICLE 1, 24

The determination of whether a CIV should be treated as a “person” begins with the legal form of the CIV, which differs substantially from country to country and between the various types of vehicles. In many countries, most CIVs take the form of a company. In others, the CIV typically would be a trust. In still others, many CIVs are simple contractual arrangements or a form of joint ownership. In most cases, the CIV would be treated as a taxpayer or a “person” for purposes of the tax law of the State in which it is established; for example, in some countries where the CIV is commonly established in the form of a trust, either the trust itself, or the trustees acting collectively in their capacity as such, is treated as a taxpayer or a person for domestic tax law purposes. In view of the wide meaning to be given to the term “person”, the fact that the tax law of the country where such a CIV is established would treat it as a taxpayer would be indicative that the CIV is a “person” for treaty purposes. Contracting

States wishing to expressly clarify that, in these circumstances, such CIVs are persons for the purposes of their conventions may agree bilaterally to modify the definition of “person” to include them.

¹⁰ OECD コメンタリー ARTICLE 1, 25

Whether a CIV is a “resident” of a Contracting State depends not on its legal form (as long as it qualifies as a person) but on its tax treatment in the State in which it is established. Although a consistent goal of domestic CIV regimes is to ensure that there is only one level of tax, at either the CIV or the investor level, there are a

CIV が受領したある所得に対して CIV レベルでは課税されず、当該 CIV の受益権の持分所有者が課税される場合には、CIV は透明な事業体であり、「居住者」としては取り扱わないとしている。

また、(i)原則として課税主体と取り扱った上で、CIV の集団投資のためのビークルであるという性質に鑑み、分配に関する最低限度額など一定の要件を充足した場合に免税とする、(ii)投資家への分配額を参照して課税を減免する、(iii)CIV に対しては特別な優遇税率を適用する、さらに、(iv)二重課税の排除を目的として、CIV に対して、投資家レベルと合わせて課税する国もある。これらの例における CIV は、その設立国において、実際には租税を課されなかったとしても、包括的な課税の対象とされ、居住者として取り扱われているため、租税条約の適用においても「居住者」として取り扱うこととしている¹¹。さらに、CIV が(一定の要件を満たせば)免税とされていたとしても、免税となるための要件が十分に厳格であると考えられれば CIV が居住者として取扱われるための要件を満たしていると考えられる¹²。

③ 「受益者」該当性

CIV は、「広範に保有され、多様な有価証券ポートフォリオを有し、設立国における投資家保護規則の対象となるファンド」を前提としており、ファンドマネージャーが投資資産の運用に関して重要な機能を果たしている。CIV の投資家としての立場は、投資資産の所有者としてのそれとは法律のおよび経済的観点から実質的に異なることに鑑みると、CIV が受領する所得について、投資家を受益者として課税するのは適当ではない、としている。

したがって、CIV のファンドマネージャーが投資資産を運用する裁量権を有する限り、CIV が受領する配当等については、当該 CIV が受益者であるとしている¹³。

number of different ways in which States achieve that goal. In some States, the holders of interests in the CIV are liable to tax on the income received by the CIV, rather than the CIV itself being liable to tax on such income. Such a fiscally transparent CIV would not be treated as a resident of the Contracting State in which it is established because it is not liable to tax therein.

¹¹ OECD コメンタリー ARTICLE 1, 26

By contrast, in other States, a CIV is in principle liable to tax but its income may be fully exempt, for instance, if the CIV fulfils certain criteria with regard to its purpose, activities or operation, which may include requirements as to minimum distributions, its sources of income and sometimes its sectors of operation. More frequently, CIVs are subject to tax but the base for taxation is reduced, in a variety of different ways, by reference to distributions paid to investors. Deductions for distributions will usually mean that no tax is in fact paid. Other States tax CIVs but at a special low tax rate. Finally, some States tax CIVs fully but with integration at the investor level to avoid double taxation of the income of the CIV. For those countries that adopt the view, reflected in paragraph 8.6 of the Commentary on Article 4, that a person may be liable to tax even if the State in which it is established does not impose tax, the CIV would be treated as a resident of the State in which it is established in all of these cases because the CIV is subject to comprehensive taxation in that State. Even in the case where the income of the CIV is taxed at a zero rate, or is exempt from tax, the requirements to be treated as a resident may be met if the requirements to qualify for such lower rate or exemption are sufficiently stringent.

¹² OECD コメンタリー ARTICLE 1, 26

¹³ OECD コメンタリー ARTICLE 1, 28

Some countries have questioned whether a CIV, even if it is a “person” and a “resident”, can qualify as the

2. 米英租税条約(一部抜粋)

第 23 条 特典制限条項

2 パラグラフ

締約国の居住者は、課税期間において、その居住者がいずれかである場合にのみ、この条約の恩典を受ける資格を有する。

d)個人又は会社以外の者:

- (i) その者の主要なクラス持分が、本条 7 パラ(a)(i)または(ii)に記載された認可証券取引所に上場され、または取引が認められ、かつ、1 つ以上の認可証券取引所で定期的に取り交わされていること
または
- (ii) サブパラ(c)の(i)または本サブパラの(i)を根拠として、当該者の受益権の 50%以上を直接または間接に所有する者が恩典を受ける資格を有していること;

3. 米独租税条約(一部抜粋)

第 28 条 特典制限条項

2 パラグラフ

一方の締約国の居住者は、課税期間において、その居住者がいずれかである場合にのみ、この条約の恩典を受ける資格を有する。

g) 個人以外の者で、

- aa) 一方の締約国の居住者が直接または間接に、課税年度の 50%以上の株式その他の受益に関する持分を、この条約の(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)の規定に基づきこの条約の適用を受けることができる居住者によって保有されているもの。ただし、間接保有の場合には、各中間所有者が当該一方の締約国の居住者であることを条件とする。
- bb) 当該課税年度のその者の総所得のうち、その者が居住者とされる締約国におけるその者の課税所得の計算上控除することができる支出により、この(a)、(b)、(c)aa)v、(d)又は(e)の規定に基づきこ

beneficial owner of the income it receives. Because a “CIV” as defined in paragraph 6.8 above must be widely-held, hold a diversified portfolio of securities and be subject to investor-protection regulation in the country in which it is established, such a CIV, or its managers, often perform significant functions with respect to the investment and management of the assets of the CIV. Moreover, the position of an investor in a CIV differs substantially, as a legal and economic matter, from the position of an investor who owns the underlying assets, so that it would not be appropriate to treat the investor in such a CIV as the beneficial owner of the income received by the CIV. Accordingly, a vehicle that meets the definition of a widely-held CIV will also be treated as the beneficial owner of the dividends and interest that it receives, so long as the managers of the CIV have discretionary powers to manage the assets generating such income (unless an individual who is a resident of that State who would have received the income in the same circumstances would not have been considered to be the beneficial owner thereof).

の条約の適用を受けるいずれの締約国の居住者にも該当しない者に対し、直接または間接に支払われた、または支払われるべきものの占める割合が 50%未満であること

6 パラグラフ

前項までの規程にかかわらず、ドイツ投資ファンドまたはドイツ投資法人(以下「ドイツ投資財産」)は、90%以上の株式その他受益に関する持分を直接または間接に、ドイツ居住者(2(a)、(b)、(c) aa)、(d)、(e)により条約の恩典を有する者に限る)またはドイツ投資法人から稼得する所得に対し同等な受益者によって保有されている場合、この条約の恩典を受けることができる。

4. 英独租税条約(一部抜粋)

第4条 居住者

1) この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、事業の管理の場所、法人の設立場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされている者をいう

議定書 5. 第29条(源泉徴収課税に関する手続き)に関して

一方の締約国において設立された投資スキームの受託者または管理者またはパートナーシップの業務執行パートナーは、当該投資スキームの投資家またはパートナーシップのパートナーがこれらの便益を享受する権利を有する限り、当該条約の規定により享受される便益に関して、当該投資家またはパートナーのために請求書を提出することができる。すべてのまたは一部の請求は、他の締約国が課すことが適切であると考える条件に基づき、当該他の締約国が許可することができる。

当該受託者、管理者または業務執行パートナーからの請求が受諾される場合は、対象となる投資家またはパートナーは同じ軽減措置に対する請求権を失うものとする。

本書は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本書の情報を基に判断し行動されないようお願いいたします。本書に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本書に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、プライスウォーターハウスクーパース、及びその職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

©2023 PwC税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

本書において、PwC とは、PwC 税理士法人、または、プライスウォーターハウスクーパース インターナショナル リミテッドのメンバーファームを指しています。各メンバーファームは別組織となっています。